

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄